「インデックスファンド Jリート」 約款変更(予定)のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、「インデックスファンド Jリート」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、運用効率の向上を図り、かつ当ファンドを安定的に運営するため、ファミリーファンド方式への移行に伴なう約款変更を行なうとともに、受益者の利便性向上を図るため、購入・換金における適用基準価額の変更や信託財産留保額の撤廃などの約款変更も行なうべく、異議申立の手続きを予定しております。当ファンドへのご投資にあたりましては、十分お含み置きのうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更(予定)の対象ファンド

インデックスファンド 【リート

2. 約款変更(予定)の内容および理由

変更内容		変更実施日 (予定)
1	ファミリーファンド方式への移行	
	A) 投資対象とするマザーファンドの追加	2024年6月18日
	B) 直接投資方式の廃止	2024年9月18日
2	購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃	2024年6月18日
3	購入・換金における申込不可日の設定	2024年5月15日
4	ファンド名称の変更	2024年6月18日
(5)	その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更	2024年6月18日

①ファミリーファンド方式への移行

A) 投資対象とするマザーファンドの追加

当ファンドにおいて運用効率の向上を図り、かつ安定したファンド運営を行なうため、ファミリーファンド方式への移行を行ないます。

現在、当ファンドはJリートに直接投資する運用形態(以下、「直接投資方式」といいます。)となっておりますが、新たに投資対象とするマザーファンドとして「インデックス マザーファンド Jリート」を追加し、当該マザーファンドを通じてJリートに投資する運用形態へ変更いたします。

なお、この段階においては、直接投資方式とファミリーファンド方式が並存いたします。2024年6月18日以降速やかに、当ファンドで保有しているJリートを売却し、新たに投資対象とするマザーファンドにて当該Jリートを購入いたします。

※ J リートの入替に伴なう売買コストは、日興アセットマネジメントが負担いたします。

B) 直接投資方式の廃止

上記A)に記載の並存期間を経て、直接投資方式を廃止し、ファミリーファンド方式へ完全に 移行いたします。

(次頁に続きます。)

変更前	直接投資方式
変更後 A)	2024年6月18日以降 直接投資方式+ファミリーファンド方式
変更後 B)	2024年 9 月18日以降 ファミリーファンド方式

②購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃

受益者の利便性の向上を図るため、当ファンドの購入・換金における適用基準価額を「翌営業日の基準価額」から「当日の基準価額」に変更いたします。また、換金時の負担コストを低減するべく、当ファンドの換金時における信託財産留保額(適用基準価額×0.3%)を撤廃いたします。

変更前	・購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
変更後	・購入申込受付日の基準価額 ・換金申込受付日の基準価額

③購入・換金における申込不可日の設定

上記②に記載の適用基準価額の切り替えに備えるため、2024年6月17日を購入・換金の申込不可日といたします。

変更前	なし
変更後	2024年6月17日

※2024年6月17日を申込不可日としてもお客様に著しい不利益は生じないものと考えております。 仮に2024年6月17日に購入・換金の申込が可能だとして、その適用基準価額は翌営業日基準で 2024年6月18日の基準価額となります。また、2024年6月18日に購入・換金の申込を行なう場合は、約款変更後となるため、その適用基準価額は当日基準で2024年6月18日の基準価額となります。つまり、2024年6月17日に申込ができなくても2024年6月18日に申込すれば、同じ 2024年6月18日の基準価額を適用できることになります。

ただし、解約代金の支払いについて、2024年6月18日の換金申込では、2024年6月17日に換金申込が可能な場合と比較して、1日遅れが生じます。

④ファンド名称の変更

変更前	インデックスファンド Jリート
変更後	インデックスファンドJリート(東証REIT指数)毎月分配型

⑤その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更

その他、投資対象マザーファンドの約款と平仄を合わせるための変更やそれに付随する変更を行ないます。この変更には、以下のような運用制限の変更を含んでおりますが、これに限りません。

変更前	・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。・外貨建資産への直接投資は行ないません。
変更後	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3. 約款変更(予定)に関する日程

◎約款変更に関する異議申立の対象受益者の確定日

◎当局への届出日(予定)

◎約款変更実施日(予定)

: 2024年3月19日(火)

: 2024年5月14日(火)

:1頁目の表に記載の通り

以上